

令和2年6月4日

### 住民基本台帳閲覧者等の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び同法第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの閲覧状況を公表します。

問い合わせ 市民生活課市民係 43-6111 (内線 1146)

#### 1 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

閲覧日	利用目的／委託者	閲覧者	閲覧対象	
			町名	年齢／件数
9月20日	自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づく法令受託事務による自衛官及び自衛官候補生の募集のため (自衛隊新潟地方協力本部長 小菌井明裕)	自衛隊新潟地方協力本部 新発田地域事務所	市内全域	平成14年4月2日～平成15年4月1日の間に生まれた者／247件 平成10年4月2日～平成11年4月1日の間に生まれた者／241件 (紙媒体での提出)
11月26日	自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づく、陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集のため (自衛隊新潟地方協力本部長 大倉正義)	自衛隊新潟地方協力本部 新発田地域事務所	市内全域	平成17年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた男子／125件

#### 2 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧 対象なし